

議 事 日 程 (第 3 号)

令和3年9月10日(金曜日) 午後3時30分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第66号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)

議第67号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第68号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第69号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第70号 令和3年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

※事件案件の審議及び採決

日程第 2 議第74号 令和2年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 3 議第77号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第 4 ※補正予算審査結果報告及び採決

※条例案件

日程第 5 議第72号 遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の設定について

日程第 6 議第73号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第 7 議第75号 遊佐町役場旧庁舎解体工事請負契約の締結について

日程第 8 議第76号 スクールバス(中型)の取得について

※一般議案

日程第 9 議第71号 令和2年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 令和2年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 4号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 6号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 7号 令和2年度遊佐町水道事業会計決算

日程第10 ※決算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	池	田	与	四	也	君	
総務課長	中	川	三	彦	君	企画課長	佐	藤	光	弥	君		
産業課長兼 農委事務局長	渡	会	和	裕	君	地域生活課長	畠	中	良	一	君		
健康福祉課長	池	田		久	君	町民課長	後	藤	夕	貴	君		
会計管理者 教育委員 教育委員 選挙管理委員 委員長	舘	内	ひろ	み	君	教 育 長	那	須	栄	一	君		
	菅	原	三	恵	子	君	農業委員会会長	佐	藤		充	弘	君
	石	垣	ヒロ	子	君	代表監査委員	本	間	康	弘	君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林 エリ 主任 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時30分）

議 長（土門治明君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

事件案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第74号 令和2年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第74号 令和2年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第77号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第77号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、補正予算審査の結果報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第66号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）ほか、特別会計等補正予算4件について、補正予算審査特別委員会、那須正幸委員長より、審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、那須正幸委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（那須正幸君）

令和3年9月10日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 那須正幸

審査結果報告書

令和3年9月8日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第66号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）

議第67号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第68号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第69号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第70号 令和3年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）

2. 審査の結果及び意見

令和3年度遊佐町一般会計補正予算ほか、4件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

以上であります。

議長（土門治明君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計5件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第66号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第66号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）についての件を採決いたします。
可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第67号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第67号 令和3年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第68号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第68号 令和3年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第69号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第69号 令和3年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第70号 令和3年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第70号 令和3年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5から日程第9まで、議第72号 遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の設定についてほか、条例案件1件、事件案件2件及び議第71号 令和2年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会議務局長。

事務局長(高橋善之君) 上程議案を朗読。

議長(土門治明君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第72号 遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の設定について。本案につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定、施行に伴い、本町の持続的発展の支援に寄与し、活性化を図ることを目的として、製造業等の固定資産税の課税免除に係る規定を新設するため、提案するものであります。

内容につきましては、過疎新法、租税特別措置法等の規定に基づき、該当する事業者の設備等の固定資産税を3か年度分課税免除を行う規定の整備をするものであります。

議第73号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、個人番号カードに係る手数料を廃止する必要があるため、提案するものであります。

議第75号 遊佐町役場旧庁舎解体工事請負契約の締結について。本案につきましては、遊佐町役場旧庁舎解体工事について、工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第76号 スクールバス（中型）の取得について。本案につきましては、令和5年度に予定しております小学校統合に伴い、スクールバス通学児童が増加することを見込み、スクールバス2台を新規に取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

議第71号 令和2年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について。本案につきましては、令和2年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか各会計決算について、去る6月17日付をもって会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見及び関係書類を添えて議会の認定を得たく提出するものであります。

なお、決算の概要につきましては、一般会計ほか5件は会計管理者より、水道事業会計につきましては企業出納員より説明をいたさせます。

以上、条例案件2件、事件案件2件、令和2年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） 条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

議第72号について後藤町民課長より説明を求めます。

後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君） 議第72号 遊佐町過疎地域の持続的発展の支援に関する固定資産税課税免除条例の設定についてご説明申し上げます。

令和3年の3月31日に執行しました過疎地域自立促進特別措置法に代わりまして、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定、施行されたことに伴いまして、同法の規定に該当する事業者が実施する設備等の固定資産税の課税免除をすることができるようにするため、新たに条例を制定するものでございます。

新しい法律、新法では、過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに情報サービス業などの立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から、旧制度を見直すこととした上で延長するとしております。

改正の内容でございますが、まずは対象業種となります。これまで製造業、旅館業、農林水産物、販売業、畜産業、水産業としておりましたが、これに加えて情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査などを追加しております。

また、取得価額要件でございますが、旧法では2,700万円を超えるものというふうになっておりましたが、こちらのほうは資本金の規模に応じますが、500万円以上ということで引下げとなっております。

次に、対象となる設備投資ですが、旧法では新設、増設のみとなっていたところ、新法ではそれプラス改築、修繕、模様替えのための工事についても該当するということになります。

そして、適用期間が令和3年3月31日までとなっておりましたが、3年間延長となりまして、令和6年3月31日までとしております。

そのほかの条件としましては、市町村による産業振興施策に資する措置とするため、適用に当たりましては市町村過疎計画に産業振興施策促進事項を記載するということとなりますので、先ほど認めていただ

きました遊佐町過疎地域持続的発展計画、こちらのほうの26ページのほうに記載がされておりますので、併せてご説明させていただきます。

以上です。

議長（土門治明君） 次に、一般会計及び特別会計等の決算の概要について説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計について、会計管理者より説明を求めます。

館内会計管理者。

会計管理者（館内ひろみ君） それでは、私から一般会計ほか5つの特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、認第1号 令和2年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

令和2年度の歳入決算額は119億1,838万6,308円、歳出決算額は113億10万3,782円となり、歳入歳出差引額は6億1,828万2,526円になったところであります。

以下、1,000円単位で申し上げます。また、1,000円未満の端数は繰上げや繰下げの調整をしております。

歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源9,952万9,000円を差引きした実質収支額は5億1,875万3,000円となり、黒字決算となったところであります。

歳入について申し上げます。歳入は、前年度に比較し22億2,389万3,000円の増で、119億1,838万6,000円の決算となりました。

款別で増額になった主なものは、町税で1億5,048万3,000円、地方交付税で1億5,748万2,000円、国庫支出金で16億9,848万4,000円、寄附金で4億3,977万1,000円、繰入金で1億1,868万1,000円の増額となっております。一方、減額になった主なものは、自動車取得税交付金で1,155万8,000円、地方特例交付金で2,202万6,000円、諸収入で1億1,636万7,000円、町債で2億4,320万円の減額となっております。

続いて、歳入の主な項目についてご説明いたします。町税では、前年度決算額に比較し1億5,048万3,000円、11.4%増の14億7,049万4,000円となりました。

主な税目では、個人町民税が決算額4億4,878万4,000円で0.2%の減、法人町民税が5,490万円で10.5%の減、町民税全体では前年度決算額と比較し1.5%減で、5億368万5,000円となりました。固定資産税は、23.4%増の8億4,902万1,000円、軽自動車税5,425万7,000円、たばこ税5,331万4,000円等となっております。

地方消費税交付金は、24.7%増の2億8,715万4,000円、また地方交付税は4.7%の増で35億1,410万7,000円となり、歳入に占める割合は29.5%となりました。

国庫支出金は23億5,051万3,000円で、前年度より260.5%の増、県支出金は6億7,059万3,000円で0.3%の減となりました。寄附金は6億4,615万1,000円で、前年に比べ213.1%増となっております。繰入金は、前年度決算額に比較して21.7%の増で、6億6,683万8,000円となりました。

町債は、前年度に比較して2億4,320万円、15.1%の減で、13億7,080万円になりました。町債の内容については、事項別明細書22ページ、23ページに記載されておりますが、総務債では2,650万円の減で6億3,420万円、土木債1億1,790万円減の2億1,310万円、商工債2,980万円増の3,580万円、教育債1億6,300万円減の7,710万円、また臨時財政対策債では380万円減の1億5,880万円等となっております。

町債の歳入決算額に占める割合は15%で、前年度比5.1ポイントの減となりました。

次に、歳出について申し上げます。歳出は、前年度決算額と比較して21億3,169万7,000円、23.3%増の113億10万4,000円となりました。

款別では、議会費は決算額8,626万2,000円で1.9%の増、総務費41億206万円で97.9%の増、民生費20億2,568万2,000円で4.4%の増、衛生費4億4,246万1,000円で3.1%の増、労働費1,259万円で0.2%の増、農林水産業費7億2,106万6,000円で7.5%の増、商工費7億5,432万1,000円で37.8%の増、土木費では10億269万2,000円で17.4%の減、消防費3億7,020万6,000円で1.8%の増、教育費では9億1,660万6,000円で2.3%の減、公債費8億4,230万4,000円で4.5%の減、諸支出金2,385万4,000円で85.3%の増となりました。

なお、予備費から消防費へ687万9,000円を充用しております。

次に、積立基金現在高について申し上げます。令和2年度末の現在高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金等を合わせて31億8,426万5,000円で、前年度より2億3,099万3,000円増額になっております。なお、令和2年度より中小企業緊急経済対策利子補給等基金の積立てを開始しております。

以上が一般会計であります。

続きまして、認第2号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額より6.0%、9,534万円減の15億4,645万6,000円で、歳出総額では前年度決算額より5.8%、9,034万4,000円減の14億6,774万8,000円となりました。また、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,689万8,000円になりました。

歳入の主なものは、保険税で0.7%減の2億9,658万4,000円、県支出金は6.4%減の10億3,940万6,000円、繰入金で1億2,311万6,000円等となっています。

歳出の主なものでは、総務費は6%増の3,541万4,000円、保険給付費で8.1%減の9億8,910万2,000円で、これは歳出総額の67.4%に当たります。保健事業費では2,302万2,000円、国民健康保険事業費納付金で3億9,779万7,000円等となっております。また、国民健康保険基金は、1,495万6,000円減の1億50万1,000円となっております。

続いて、認第3号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は、歳入総額で前年度決算額に比較し21.7%減の6億4,930万7,000円、歳出総額は24%減の6億1,479万9,000円であります。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源100万円を差引きした実質収支額は、3,350万8,000円であります。

歳入の内容は、分担金及び負担金は決算額1,002万5,000円で35.3%の減、使用料及び手数料が前年比1%増の1億5,746万8,000円、国庫支出金が2,280万円で前年度比77.8%の減、繰入金4億3,000万円で前年度比5.4%の増等となっております。

歳出では、総務費1億1,081万1,000円で前年度比3.8%の増、下水道建設費が5,820万3,000円で77.9%の減、公債費が4億4,578万5,000円で1.5%の増となっております。

次に、認第4号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は、歳入総額1億443万6,000円で、前年度決算額より0.4%減となっています。歳出総額は前年度決算額に比較し1.5%減の9,442万7,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,000万9,000円となっております。

歳入の内容は、使用料及び手数料が2,084万円で69万2,000円の減、国庫支出金が600万円で200万円の減、

繰入金が6,800万円で前年度より400万円の増等となっております。

歳出は、総務費3,443万4,000円で前年度より139万4,000円の減、公債費5,999万3,000円で前年と同額となっております。

続いて、認第5号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は、歳入総額で前年度決算額から1.3%減の19億6,977万9,000円で、歳出総額は前年度に比較し1.0%減で19億830万5,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに6,147万4,000円であります。

歳入の内訳は、保険料が3億8,045万2,000円で0.5%の減となりました。国庫支出金は4億6,871万3,000円で0.2%の減、支払基金交付金は4億8,206万1,000円で0.1%の減、県支出金2億5,630万4,000円で0.9%の減、繰入金は3億1,273万3,000円で6.2%の増等となりました。

歳出では、歳出総額の91.1%を占める保険給付費が17億3,805万1,000円であり、前年度と比較して1,149万6,000円、0.7%の減となりました。

以下、総務費4,835万3,000円、基金積立て3,828万4,000円、地域支援事業費6,540万7,000円等となっております。介護保険給付費準備基金は3,828万4,000円増の1億5,312万2,000円となっております。

最後に、認第6号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は、歳入総額で前年度決算額から6.4%増の1億8,755万6,000円であり、歳出総額は6.3%増の1億8,666万9,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額は同額の88万7,000円であります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料が1億1,975万2,000円、前年対比10.4%の増、繰入金は一般会計から6,614万4,000円、3.6%増で、この2つの項目で99.1%を占めております。

歳出は、歳出総額の98.9%を占める後期高齢者医療広域連合納付金が1億8,457万1,000円であります。その他、諸支出金が143万2,000円等となっております。

以上、令和2年度の一般会計をはじめとする5つの特別会計について、決算の概要をご説明申し上げます。

なお、一般会計の財政分析等の結果については、行政報告書に記載されておりますので、そちらで御覧いただければと思います。

また、詳細については、審議の過程で所管の課長をもって説明させていただきます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 続いて、水道事業会計の決算の概要について、企業出納員の地域生活課長より説明を求めます。

畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） それでは、ご説明をさせていただきます。

初めに、水道事業の実態について申し上げます。

決算書の12ページ及び18ページを御覧ください。

現在給水人口は1万3,067人で、普及率は99.5%となっております。

給水状況は、年間総配水量が155万4,265立方メートル、1日平均で4,258立方メートルとなりました。年間総有収水量は119万9,335立方メートルで、有収率は77.2%となり、前年度より2.2%の減となりました。

人口の減少に伴い、有収水量は減少傾向にあります。施設の故障や冬期間の宅内での漏水が増加した

ことから総配水量が増加し、有収率は若干の低下となりました。施設については修復済みです。冬の季節的要因については予測が難しく、冬期間の水道の使用については注意喚起の周知を徹底してまいります。

給水原価は258円39銭で、供給単価の271円84銭に比較し、13円45銭の供給単価高となっております。前年度比では、給水原価が16円93銭の減、供給単価がゼロ円31銭の増となっております。収益的支出の工事費や固定資産除却費が大幅に減少し、費用が抑制されたため、給水原価が低下いたしました。引き続き、原価高とならないよう費用については精査してまいります。

次に、収益的収支について申し上げます。

決算書の19ページ、20ページに加え、24ページからの明細書も併せて御覧ください。

収益の総額は4億1,500万7,398円で、その内訳は営業収益が3億6,468万4,294円、そのうち給水収益は3億5,863万1,394円、営業外収益が5,302万3,104円となっております。営業外収益の主なものとしては、前年度より繰り出しを行っている高料金対策繰出金、下水道使用料徴収負担金、水道加入金、長期前受金戻入益等になります。

これに対する事業費用について申し上げます。

20ページに加え、26、27ページを御覧ください。

費用の総額は3億7,715万7,927円で、その内訳は営業費用が3億2,624万778円で、そのうち取水配水給水費が9,000万3,198円、総係費が3,996万2,630円、減価償却費が1億9,311万370円などとなっております。営業外費用が5,085万3,852円で、企業債の利息の償還や消費税などになります。

収益的収支の差引きは、当年度の損益計算において3,694万3,495円の純利益となります。

次に、資本的収支について申し上げます。

28ページを御覧ください。

収入総額は1,640万円で、企業債の元金償還に対する一般会計からの繰入金です。

支出総額は1億7,695万6,447円で、その内訳は建設改良費が2,248万6,200円、企業債償還金が1億5,447万247円となっております。

建設改良費の主なものは、耐震化基本計画策定及び管網整備事業の実施設計委託になります。詳細については、16ページ、17ページの工事調書及び委託調書を御覧ください。

なお、資本的収支の差引不足額1億6,055万6,447円の措置については、3ページ及び29ページに記載のとおり、当年度分損益勘定留保資金6,080万4,999円及び建設改良積立金取崩し9,975万1,448円をもって補填しております。

次に、貸借対照表につきましては、8ページから10ページまでのとおりとなっております。資産の部、流動資産のうち2,694万887円が料金未収金となっております。また、負債の部、流動負債のうち未払金について、令和3年6月の確定申告時の消費税納付額が1,022万7,000円、残額の403万3,132円が営業未払金となります。資本の部、剰余金のうち未処分利益剰余金については、全額が建設改良積立金の取崩しにより発生したもので、当年度純利益とは区別して記載しています。

次に、キャッシュフロー計算書の内容になります。22ページと23ページを御覧ください。当年度も前年度に引き続き企業債の収入がなく、大幅な資金増はありませんが、当期純利益の増加、未収金の減少、企業債償還の減などにより、現金預金は期首から増加しています。

最後に、企業債の状況について申し上げます。

31ページ、32ページを御覧ください。

当年度の企業債償還分を差し引いた年度末の未償還残高は、上水道分で10億164万4,147円、旧簡易水道分で2億9,275万220円、合計で12億9,439万4,367円となっております。企業債償還については、ピークを迎え、令和3年度より元利金ともに償還額が大きく減少していく見通しです。今後、実施予定の事業で新たな借入れの予定もあるため、財政状況を見ながら適切な借入れを行ってまいります。

また、さきに述べました企業債に対する一般会計からの繰入れについては、統合前の旧簡易水道事業で借り入れたものに対してのみになります。

以上、令和2年度遊佐町水道事業会計決算について概要を申し上げます。よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 次に、決算審査の概要について、代表監査委員より説明を求めます。

本間代表監査委員。

代表監査委員（本間康弘君） それでは、私から令和2年度遊佐町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算審査結果を審査意見書から要点を抜粋し、その概要を報告申し上げます。

計数については、会計管理者並びに企業出納員の報告と重複するところがあると思いますが、ご了承願います。

審査は、町長より提出されました令和2年度遊佐町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、令和2年度遊佐町水道事業会計の歳入歳出決算をそれぞれ事項別明細書並びに関係諸帳簿、帳票等を詳細に照合し審査した結果、計数はいずれも符合し、誤りのないものと認められました。

また、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、いずれも適正と認められました。

詳細については審査意見書記述のとおりでございますが、一般会計及び各特別会計の結びに各会計ごとに意見、要望を付してございますので、決算審査に当たり参考にしていただければと思います。

なお、1,000円未満を四捨五入により、小計、合計の調整から数値に若干の差異が生じる場合がありますので、ご了承願います。

審査意見書の概要を申し上げます。

令和2年度決算は、財政指標について、経費削減等の努力により、年々改善されてきております。

収納未済額については、平成29年度から5年間の内容を見ると、不納欠損処理後の金額は減少傾向にあります。公平、公正を基本に収納率の向上には引き続き努力されますようお願いいたします。

一般会計について申し上げます。

令和2年度の遊佐町一般会計決算は、歳入総額119億1,838万6,308円、歳出総額113億10万3,782円、差引残額6億1,828万2,526円になります。

これを前年度と比較すると、歳入で22億2,389万547円、22.9%の増、歳出で21億3,169万6,836円、23.3%の増となっております。

以下、一般会計及び各特別会計について、1,000円単位で申し上げます。

令和2年度の決算額を財政収支の状況から見ると、歳入歳出差引額6億1,828万2,000円から翌年度へ繰り越すべき財源9,952万9,000円を差し引いた額、5億1,875万3,000円が実質収支となります。

さらに、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は1,211万7,000円の黒字となっており、単年度収支に財政調整基金2億5,375万7,000円を差し引いた実質単年度収支は、345万8,000円の黒字となっております。

なお、性質別歳出状況のその他の経費が歳出総額に占める割合は58.3%で、前年度に比較し12.7ポイントの増、投資的経費は14.1%で、前年度に比較し7.2ポイントの減、義務的経費は27.6%で前年度に比較し5.5ポイントの減となっております。

また、税など一般財源の充当状況の中で義務的経費に占める割合は33.9%で、前年度に比較し4.7ポイントの減となっており、投資的経費は4.6%で前年度に比較し0.1ポイントの減となっております。

令和2年度は、地方交付税等の増額により、形式収支額6億1,828万2,000円の黒字となり、多岐にわたる行政需要に対応しつつも、堅実な財政運営がなされたよううかがえます。

簡素で効率的な行政システム、健全な財政運営に引き続き努められるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計の決算では、歳入総額で15億464万6,000円、歳出総額で14億6,774万8,000円、差引額3,689万8,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で9,534万円、6.6%の減、歳出で9,034万4,000円、5.8%の減となっております。

なお、国保税が前年度比0.7%の減となっておりますが、被保険者数の減少と医療給付費が伸びている中で、国保税の収入未済額が5,321万9,000円となっており、疾病の予防等保健事業の充実とともに、収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、公共下水道事業特別会計の決算は、歳入総額で6億4,930万7,000円、歳出総額で6億1,479万9,000円、差引額3,450万8,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で1億7,976万6,000円、21.7%の減、歳出で1億9,449万2,000円、24%の減となっております。

令和2年度下水道事業債残高は元金40億5,811万6,000円であり、今後施設の老朽化による維持修繕費の増高も見込まれる中、適切な事業計画の下に接続率の向上及び使用料収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、地域集落排水事業特別会計の決算は、歳入総額で1億443万6,000円、歳出総額で9,442万7,000円、差引額1,000万9,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で43万6,000円、0.4%の減、歳出で139万4,000円、1.5%の減となっております。

今後一層の接続率の向上と収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、介護保険特別会計の決算額は、歳入総額で19億6,977万9,000円、歳出総額で19億830万5,000円、差引額6,147万4,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で2,693万8,000円、1.3%の減、歳出で1,983万3,000円、1%の減と

なっております。

収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額で1億8,755万6,000円、歳出総額で1億8,660万9,000円、差引額88万7,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で1,135万5,000円、6.4%の増、歳出で1,110万1,000円、6.3%の増となっております。

収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。高齢者福祉の充実を期したこの制度が、さらなる制度の充実を期待したいと思います。

以上のとおり、各特別会計の収支状況は形式収支、実質収支ともに黒字決算であり、当局の行財政運営に配慮された結果と評価いたします。

次に、水道事業会計決算の審査について申し上げます。

令和2年度の事業収益は3億8,223万9,000円、事業費用が3億4,529万6,000円で、差引額3,694万3,000円が純利益となっております。

当該年度の総配水量は155万4,265立方メートルで、前年度比3万5,034立方メートル、2.3%の増、有収水量は119万9,335立方メートルで前年度比6,835立方メートル、0.6%の減であります。有収率は77.2%で前年度比2.8ポイントの減となっております。

また、施設利用率は57.6%で、前年度に比較して1.5ポイントの増となっております。

資本的収支では、収入が1,640万円、支出が1億7,695万6,447円、差引不足額1億6,055万6,447円は、当年度分損益勘定留保資金6,080万4,999円、当年度分建設改良積立金の取崩し9,975万1,448円にて補填されております。

なお、令和2年度においても使用料の収納率が向上したことは評価される所であり、今後とも経営のさらなる安定のため、維持管理費の節減や未収金の回収に努められるよう望みます。

最後に、財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。

まず、実質赤字比率については、実質収支額も黒字であり、実質収支比率についてもプラスとなっております。

また、連結実質赤字比率では、一般会計、公営事業会計及び公営企業会計の各会計の実質収支額が黒字となっているため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はなしとされるものであります。

実質公債比率9.4%で、早期健全化基準25%を下回っています。将来負担比率は69.6%で、早期健全化基準350%下回っています。

次に、水道事業会計については、実質収支額が黒字となっているため、資金不足比率はなしとなっております。

以上、令和2年度遊佐町一般会計、各特別会計と水道事業会計の歳入歳出決算審査及び財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について概要を申し上げますが、詳細はお手元の審査意見書のとおりでございます。

以上申し上げます、決算審査の概要報告を終わります。

議長（土門治明君） 次に、日程第10、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第71号 令和2年度遊佐町各会計歳入歳出決算7件については、恒例により小職を除く議員11名による決算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、決算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の齋藤武議員、同副委員長に本間知広議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に齋藤武議員、同副委員長には本間知広議員と決しました。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

(午後4時36分)